

令和2年度 危機管理マニュアル



流山市立新川小学校

目 次

1	児童虐待・DV被害支援	1
2	いじめ防止基本方針	7
3	安全計画・防災計画	15
4	大地震が勤務時間内に発生した場合	
	ケース1 登下校時に発生した場合	19
	ケース2 授業時に発生した場合	20
	ケース3 部活動時に発生した場合	21
	ケース4 校外学習時に発生した場合	22
5	大地震が勤務時間外に発生した場合	23
6	校外学習時における事故等への対応	26
7	生徒指導上における緊急時への対応	27
8	体罰が起きた場合への対応	28
9	事故等発生時のマスコミへの対応	29
10	不審者が学校内に侵入した場合の対応	30
11	食物アレルギー症状が発生した場合の対応	33
12	給食時に異物混入が発見された場合の対応	34
13	感染症への対応	35

児童虐待・DV被害支援

1. 学校及び教職員の早期発見義務と重要性

児童虐待防止法5条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2. 児童虐待の分類

① 身体的虐待

首をしめる、殴る、ける、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせるなど。

② 性的虐待

子どもへの性交、性器を触る又は触らせるなどの性的暴行、性行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど。

③ ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っている。（子どもの意思に反して登校させない、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する。）子どもを遺棄する、同居人が虐待を放置するなど。

④ 心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、子どもを無視したり、拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、子どもの面前で配偶者に対し暴力をふるうなど。

3. 早期発見のポイント

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても、何らかのSOSのサインを出している。サインを見逃さないためには、子どもと接するときには虐待を疑う視点を持ち、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、始める。

また、健康診断時や救急処置や相談のために保健室へ来室した時などは、経年的に子どもの成長・発達や変化を確認、観察することができるため、虐待を発見しやすい機会と考えられる。

虐待ではどんな場合でも『不自然さ』が発見される。

・不自然な傷・あざ ・不自然な説明 ・不自然な表情 ・不自然な行動、関係

明確な理由がないのに学校を長期に欠席していて誰も子どもに会えていない、保護者が欠席の理由を連絡しない、職員が子どもや保護者と会おうとしても、保護者が会うことを拒否する、何度家庭訪問しても子どもに会わせることを極端に避けている場合も『不自然』なサインと見て対応する。

4. 対応にあたっての留意点

【保護者への対応】

- ・ 子どもが同席している場での質問や、保護者を責めるような質問は避ける。
- ・ 外傷原因の説明が、所見と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なるなどの場合は、虐待を疑う。
- ・ 子どもが不利になるような発言は、避ける。
- ・ DV被害の場合、夫等への個人情報保護の徹底を行う。

【子どもへの対応】

- ・ 子どもは本当のことを話しづらいことを十分踏まえ、誘導的な質問や問い詰めるような質問は避ける。

【校内の組織体制づくり】

- ・ 虐待の疑いを感じた場合は、一人で抱え込まず、早急に連携を図り組織で対応する。
- ・ 全教職員で児童虐待についての共通理解を図り、校内の役割を明確にする。
- ・ 学校医や学校歯科医等との連携を密にする。
- ・ 普段から児童との信頼関係をつくり、相談しやすい環境づくりを行う。
- ・ 民生児童委員をはじめ、日頃から地域との連携を強化する。

5. 緊急性の判断

「子どもに危険があるとき」、「明らかに虐待とわかる状態」など、緊急性の高い場合は、直ちに児童相談所に通告し、子どもの安全確保を優先する。子どもの安全確保、死亡事故防止のためには、虐待はエスカレートするものだとすることを念頭に、どんな場合が危険か、緊急性が高いか、教職員が判断の目を持つ。

★ 緊急性の高い場合の例

- ・ 生命の危険や身体障害を残す危険があるとき
- ・ 極端な栄養障害や慢性の脱水傾向があるとき
- ・ 親が子どもにとって必要な医療措置をとらないとき
- ・ 子どもの家出や徘徊が繰り返されているとき
- ・ 性的虐待が疑われるとき
- ・ 子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・ 不登校で、家庭訪問でも子どもに会えない、子どもの状態がわからないとき

6. 通告

虐待かどうか判断するのは、学校等通告する側ではなく、通告を受けた児童相談所や市町村などが行う。法は、虐待を受けたと「思われる」場合でも、通告するよう求めています。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と、通告が遅れてしまうことにより、最悪の結果を招くことのないようにしなければなりません。

※性的虐待が疑われる場合には、あまり聞かずにすぐに児童相談所へ通告する。

7. 通告先

緊急性が高い場合・・・ **児童相談所 04-7131-7175**

一時保護や施設への入所措置の権限、子どもの安全が確認できないときなどには、立入調査を行う権限もある。早急に家族との分離、保護が必要な場合は、児童相談所へ通告する。

緊急性が低い場合・・・ **流山市役所 子ども家庭課 04-7150-6082**

地域のネットワークで、関係機関と連携を図りながら在宅のまま、子どもや家庭に対する支援を行う場合には市町村へ通告する。しかし、両者は送致・援助要請で連携を図っているので、どちらへ通告しても、両方の機能を活用することができる。

8. 通告後の対応（子どもへの日々の関わり方）

- ・ 虐待の疑いがある子どもが7日以上欠席した場合は、速やかに児童相談所、子ども家庭課へ情報提供を行う。
- ・ 信頼関係を結び、安心感を持たせる。 ・ 虐待から身を守る方法を助言する。

- ・努力や良い面を積極的に評価し、子ども自身の自己評価を高める。
- ・怒りへの適切な対応方法を習得させる。

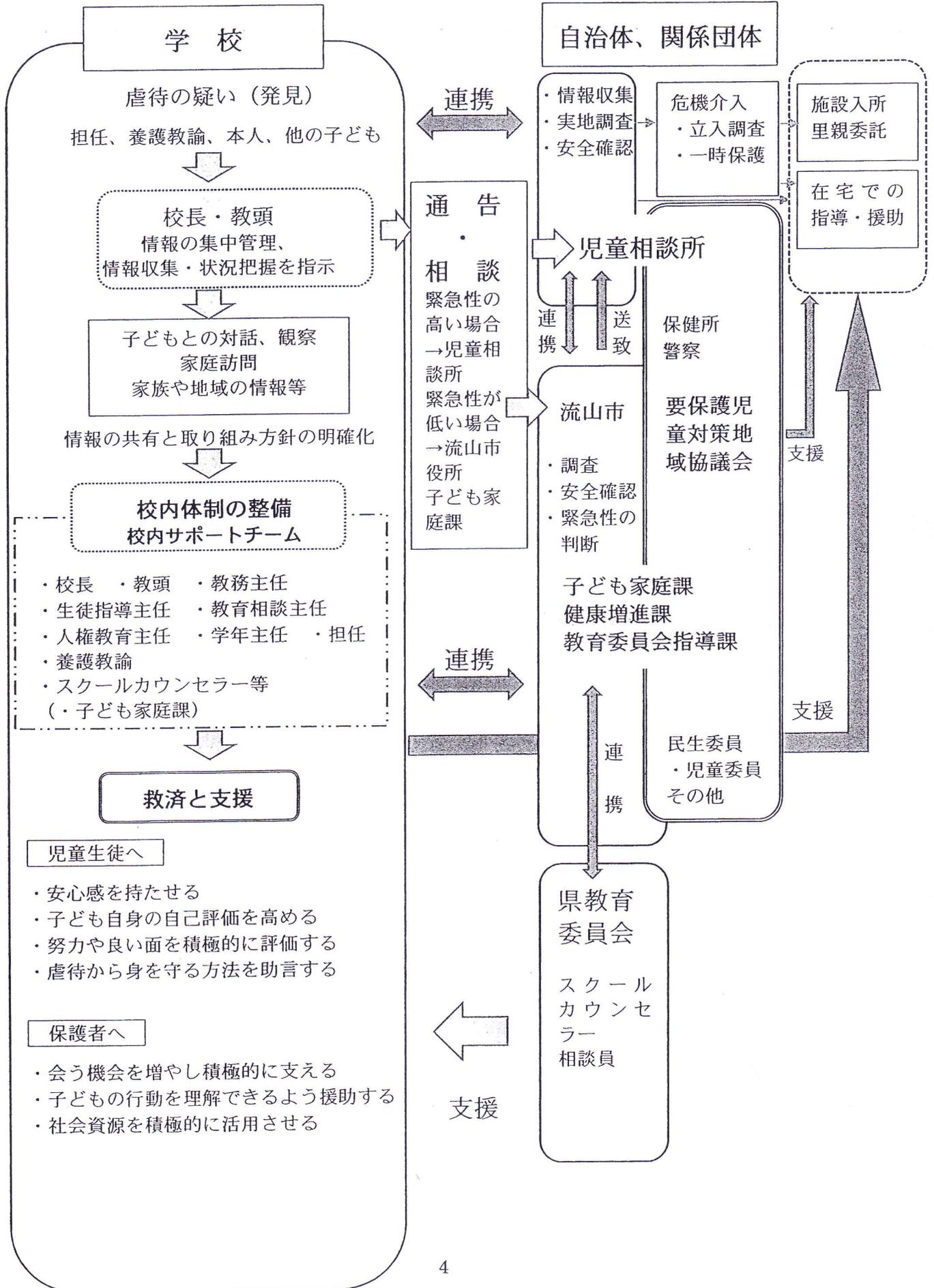
9. DV への対応（加害者からの追求、訪問などの対応）

- ・児童自身にも保護命令（接近禁止命令）が出ている場合は、相手方が学校を訪問すること自体が犯罪になる。
- ・学校側から相手方の情報を漏らしたり、訪問を促したり、承認するような言動をしない。
- ・相手方が学校を訪問してきたり、児童を待ち伏せていたら、直ちに110番通報する。
- ・立会人から「これから訪問する。」等の電話等があった場合にも、速やかに警察に通報する。
- ・日頃から、警察との情報交換等、連携を強化しておく。

10. 児童虐待を把握したときの対応

対応の流れ	管理職	教職員
○虐待の疑い <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の事実の把握 状況確認と報告 ・DVの事実の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が1人で抱えこまないようにする ・学校内で協議の場をする ・虐待の証明はしなくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒からの状況を聞き、記録 ・チェックリストを活用し、虐待を見逃さない ・記録をもとに管理職に報告 ・協議の要請
○学校内での相談、報告 ○検討、共通認識 ○組織の対応 校内サポートチーム <ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・教育相談主任 ・人権教育主任 ・学年主任 担任 ・養護教諭 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認 ・情報集約 ・現状の分析 ・関係機関への通報の決定と通報の実施 ・組織内チームの役割分担の決定（担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど） ・必要に応じて支援チームの編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・同僚への相談 ・協議の中での事実報告 ・協議の記録 ・児童へのケア ・個人情報保護の厳守
○関係機関と協議及び対処方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡【通告（相談）】 ・児童相談所 ・こども家庭課 必要に応じて ・民生委員、主任児童委員 ・千葉県女性サポートセンター 	
○関係機関と継続的な情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援のための関係者会議の開催 (要保護児童対策地域協議会、サポートチーム会議など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換 ・兄弟がいた場合、兄弟がいる学校などと情報交換を密にし、対応する ・状況を定期的に管理職に報告

1 1. 学校における対応のフローチャート



12. 各機関での支援

柏児童相談所 柏市根戸 445-12 電話：7131-7175	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・家庭裁判所への申請 ・児童生徒の一時保護、児童福祉市悦の利用
流山市役所 子ども家庭課 電話：7150-6082	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談、育児相談 ・家庭生活の支援 ・母子施設の利用 ・DV相談・支援
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療相談、傷害の確認 ・医療ケア、緊急入院
流山市保健センター 西初石 4-1433-1 電話：7154-0331	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、育児相談 ・発育・発達相談 ・精神保健相談
流山警察署 生活安全課 流山市三輪野山 744-4 電話：7159-0110	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内暴力などの相談 ・児童生徒の緊急保護
千葉県女性サポートセンター 電話：043-206-8002	<ul style="list-style-type: none"> ・DVの被害者支援

★ 児童虐待の早期発見のためのチェックリスト

1 被虐待児に対するチェック

全身	皮膚
<input type="checkbox"/> 低身長 (cm) <input type="checkbox"/> 低体重 (kg) <input type="checkbox"/> 栄養不良 <input type="checkbox"/> 事故 (骨折・外傷・脱臼等) を繰り返す <input type="checkbox"/> 服装が不潔 <input type="checkbox"/> 不衛生 (垢まみれ・ひどいおむつかぶれ・異臭がする。)	<input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷、火傷痕 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷痕 (ベルト、紐、絞首、歯型、爪痕、櫛、つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ) その他 () <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷 (煙草、アイロン、熱湯) <input type="checkbox"/> 入浴していない。
心理面	
<input type="checkbox"/> 極端なおびえ <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 養育者を怖がる <input type="checkbox"/> 大人の顔色をみる <input type="checkbox"/> 凍りつく凝視 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> チックがある <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛 <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛 (頭痛、腹痛など) <input type="checkbox"/> 自殺企図 (リストカット等) <input type="checkbox"/> 養育者との分離不安がない <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない <input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 言動が乱暴・暴力的 (友人トラブル多い) <input type="checkbox"/> 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味や言動がある <input type="checkbox"/> 誰にでも甘える <input type="checkbox"/> 繰り返し様々な体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 異常に食べる <input type="checkbox"/> 知らない人にもべたべたする	

2 養育者に対するチェック

子どもへの接し方	
<input type="checkbox"/> 殴る・蹴る <input type="checkbox"/> 投げ飛ばす <input type="checkbox"/> 布団蒸しにする <input type="checkbox"/> 溺れさせる <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> 縄などで縛り付ける <input type="checkbox"/> 家に閉じ込める <input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 性交、性的暴力、性的行為の強要、教唆など <input type="checkbox"/> アダルトビデオを見せる <input type="checkbox"/> 無視や拒否的態度を示す <input type="checkbox"/> 子どもの自尊心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> 子どもの意思に反して学校に行かせない <input type="checkbox"/> 適切な食事を与えない <input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま度々外出する <input type="checkbox"/> 泣いてもあやさない <input type="checkbox"/> 極端に不潔な環境で生活させる	<input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 冬戸外へ締め出す <input type="checkbox"/> 逆さ吊りにする <input type="checkbox"/> 異物を飲ませる <input type="checkbox"/> 過重な家事をさせる <input type="checkbox"/> ポルノの被写体にする <input type="checkbox"/> 家では全く衣服を着せない <input type="checkbox"/> 心を傷つける罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする <input type="checkbox"/> 季節にあった服装をさせない <input type="checkbox"/> 重い病気を患っても病院に連れて行かない <input type="checkbox"/> 乳幼児を車の中に放置する <input type="checkbox"/> 下着など長期間不潔なままにする <input type="checkbox"/> 自分の気分で子どもに接する (ペット的な扱いをする)
養育者の様子	
<input type="checkbox"/> 子どものけがなどについて説明が不自然 <input type="checkbox"/> 体罰を正当化する <input type="checkbox"/> 常に攻撃的	<input type="checkbox"/> 虐待を認めない <input type="checkbox"/> 社会的に孤立している <input type="checkbox"/> 経済的に困窮している (就学援助を受けている)

3 その他気づいたこと

いじめ防止基本方針

令和2年 3月改定

流山市立新川小学校

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

※いじめの定義

本校におけるいじめの定義は、いじめ防止対策推進法に準ずる

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法2条1項より）

1. いじめに気づこう～ふだんと違った様子・行動に気をつける～

登下校時

- ・登校をしぶる
- ・他の子の荷物を持っている
- ・持ち物や衣服が汚れている
- ・表情がさえない
- ・保健室によく通う

授業中

- ・冷やかされる
- ・授業を抜け出す
- ・おどおどしている
- ・ボーっとする
- ・挙手（発表）が減る

休み時間

- ・一人ですごすことが多い
- ・よく教室外へ行く
- ・よく保健室に行く
- ・他学級の友だちとすごす
- ・教室で過ごすことが増える

昼食時

- ・食欲がない
- ・会話をせずに一人で食べている

持ち物

- ・靴がなくなる、隠される、移動させられる
- ・落書きをされる
- ・教科書などが破れている
- ・勝手に物を使われる
- ・お金を持ち出す

身体の変化

- ・顔や体にあざがある
- ・腹痛、頭痛、下痢、脱毛などの症状が現れる

教職員が「大丈夫」と即断してはいけない。

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題がある…など

2. いじめと真正面から向き合う

- ・常にいじめを意識、点検（定期的なアンケート調査、個人面談、家庭訪問）
- ・被害者の訴えを共感的に受理
- ・情報提供については真摯に享受
- ・事象には迅速かつ組織的に対応
- ・指導内容の記録を徹底（週案等に記載→日時、場所、どんなことがあったのかなど）
- ・いじめの解消の定義
 - ①いじめが止まっている状態が3ヶ月継続
 - ②被害者が心身の苦痛を感じていない。の双方の条件を満たした場合。

3. いじめを許さない学校づくりのために

全教職員一丸となって、「予防・発見」「啓発」「体制づくり」「連携」「相談」「対応」を進める。

① 予防・発見

- ・命の大切さを実感させること、豊かな人間関係の形成を目指し、教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろん、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを行う。
- ・わかる授業づくりと学習習慣づくり
- ・子どもとともに活動し、信頼関係を構築する。
- ・日々の生活の中の子どもの人間関係を観察し、いじめの予防・早期発見に努める。
 - *学期に1回のいじめに関するアンケート実施
 - *情報収集のための家庭訪問や個人面談の実施
 - *相談箱の設置
- ・教職員の不適切な言動が、いじめを助長する可能性があることを認識し、行動する。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義が、いじめを誘発する可能性があることを認識し、行動する。
- ・養護教諭が本校の学校相談窓口となっている事を周知する。

② 啓発

- ・保護者や地域の方といじめの問題について協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や指導の在り方を公表し、理解と協力を得るよう努める。
- ・懇談会等で家庭教育プログラム等の資料を用いて、いじめの防止について確認していく。
- ・暴力や暴言を排除するという意思を、学校全体で持てるように、声をかけ合う。
- ・インターネット上のいじめに対する児童・保護者への啓発をする。
 - *学年の実態に応じた情報モラル教育を行う。
 - *インターネットの危険性、安全対策を保護者に伝え、協力を仰ぐ。

③体制づくり

- ・職員会議や研修で、いじめの問題を定期的に取り上げ、共通理解を図る。
- ・いじめに関する情報について全職員で共有する。

- ・児童会などの児童の自発的な活動を支援する。
- ・いじめを認知した際の役割分担や対応手順を明確にする。
- ・経緯や指導内容など、記録していく。
- ・友達（人）を傷つけたり、ものを壊したり、すぐに解決しなかったりしたトラブルについては、いつ、どこで、誰が誰と、どのようにして、何があった、その後の対応などについて記録する。

④連携

- ・家庭訪問や面談、保護者会、学校だよりの発行を通じて、平素から保護者との信頼関係の構築を図る。
- ・警察署、新川小をサポートする会、地域の方々との会議を開催し、いじめへの対応の協力を得るために連携を密にする。

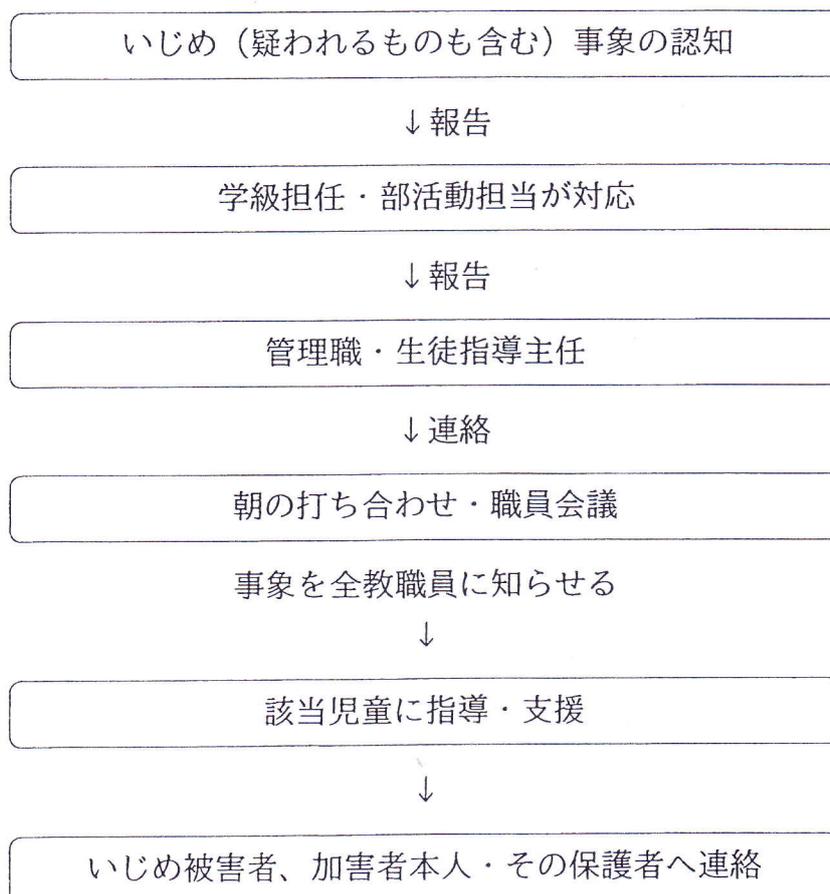
⑤相談

- ・子どもがいじめ等の学校生活に関する相談ができるように校内組織を整備し、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもと強い信頼関係を築く。

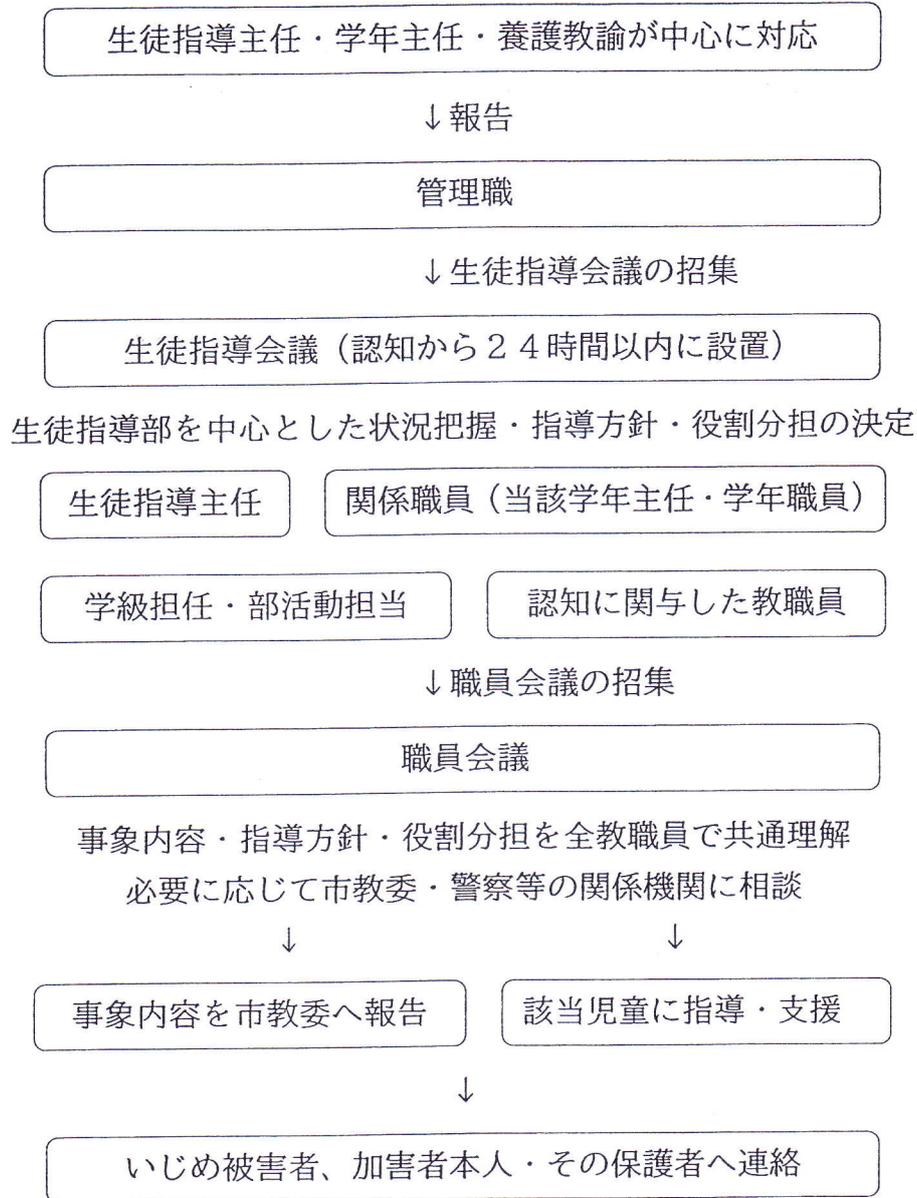
⑥対応

- ・いじめられている子どもの心情に寄り添い、早期の対応に努めつつ、今後のよりよい対応を検討し、支援にあたる。

(1) 学校内で解決を目指す事象

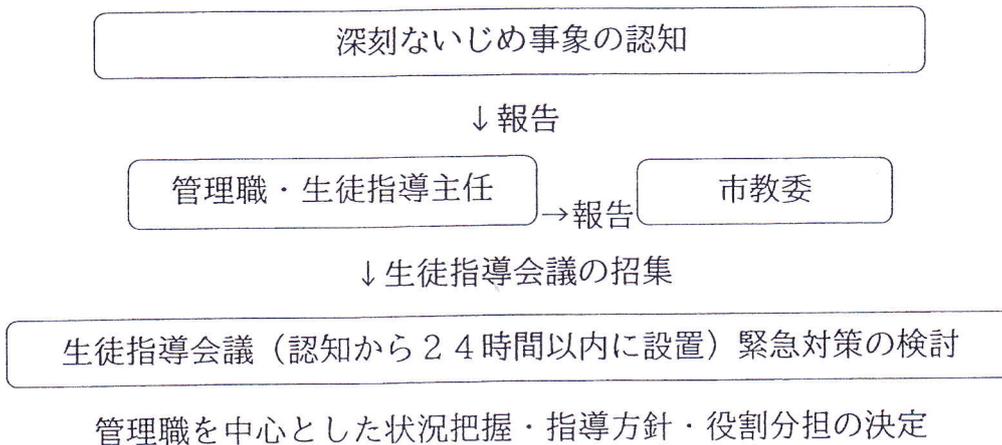


(2) 対応が複雑または困難と考えられるいじめ事象の認知



(3) 校内では解決が困難な事象

- ・校内では解決が困難な事案とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」または、「児童がいじめにより相当の期間(年間30日程度以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合」



管理職

生徒指導主任

学級担任・部活動担当

関係職員（当該学年主任・学年職員）

認知に関与した教職員

市教委

警察・児童相談所・PTA・新川小をサポートする会

養護教諭

↓ 緊急職員会議の招集

緊急職員会議 事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 事象の拡大防止

必要に応じて市教委・警察等の関係機関に相談

↓

該当児童に指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

↓

いじめの被害者本人及びその保護者への連絡、加害者本人及びその保護者への連絡

※留意すべき点

観衆や傍観者への指導支援

みんなを守る態度

伝えること

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者
- ・プライバシー保護

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆や傍観者が被害者になること

被害者への支援

共感的に受け止める態度

伝えること

- ・学校として「何としても守る」という姿勢
- ・プライバシー保護

確認すること

- ・身体の被害状況
- ・金品の被害状況
- ・警察への被害申告の意思
- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・再発や潜在化

加害者への指導

毅然とした態度

伝えること

- ・いじめは決して許されない行為
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果につながった

確認すること

- ・いじめに至った経緯の確認
- ・「自分がどうすべきだったか」「今後どうすべきか」を確認する
- ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること
- ・プライバシーの保護

※状況把握、今後の対策

- ① 児童への聞き取りは複数の職員で行う。個々を大切にしたものとし、児童1人ずつ行うことを原則とする。
- ② 事実を明確にして、被害者及び加害者本人、保護者とともに今後の対策を考える。

4. 保護者や関係機関との連携

①保護者・家庭との連携（学級担任を中心に対応）

（1）学校から伝えること

- ・被害者最優先の姿勢で対応する方針
- ・加害者側への毅然とした対応

（2）学校が確認すること

- ・保護者が知りえた情報
- ・学校に対する要望
- ・警察への被害申告の意思
- ・学校の具体的支援の内容

（3）学校が配慮すること

- ・知りえた事象内容の保護者への公表（丁寧な説明を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。）
- ・安全配慮が不十分であった場合の謝罪

②PTA・新川小をサポートする会との連携（管理職中心に対応）

（1）学校から伝えること

- ・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
- ・見守り隊の依頼

（2）学校が確認すること

- ・PTA・新川小をサポートする会が知りえた情報
- ・学校に対する具体的支援の内容

③医療機関・児童相談所・市カウンセラー・弁護士等との連携（管理職、生徒指導主任中心に対応）

（1）学校から伝えること

- ・被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
- ・学校への協力依頼

（2）学校が確認すること

- ・関係機関が知りえた情報
- ・専門的立場からの助言
- ・学校に対する具体的支援の内容

④警察との連携（管理職、生徒指導主任を中心に対応）

（1）学校から伝えること

- ・児童の健全育成を図ることを目的とした「学校警察連絡協議会」の開催と情報共有と対応の協議
- ・犯罪行為となるいじめ事象
（事象内容、関係児童、被害申告の意思、学校の指導方針等）
- ・今後、犯罪行為に発展するおそれのあるいじめ事象や学校長が判断した事象については連絡をとり、警察との連携が必要な場合は対応を依頼

5. いじめに適切に対応するために再確認すること

いじめの特徴

- ・多数の加害者が少数の被害者をいじめるという、逆三角形の構図で行われることが多い。
- ・被害者と加害者の立場が逆転することがある。
- ・集団から異質なものを排除し、孤立させようとする傾向がある。
- ・プロレスごっこのように、ゲームや遊びを装って行われることがある。
- ・「～をしたから悪い。」「～だから仕方がない。」というように、いじめられる理由づけをして、いじめを正当化することがある。
- ・暴力行為や不登校という形で現れることがある。

子どもとのかかわりについて～相談しやすい教職員であるために～

いじめられている子どもは、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいものです。いじめの早期発見には、日ごろからの子どもへのかかわりが大切になります。

子どもとの信頼関係を築いておく

ふだんからの声かけ、相談への真摯な対応 等

子どもが相談しやすい環境づくりをする

話しかけやすい態度、話しかけやすい機会 等

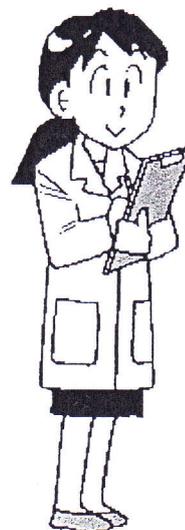
子どもとの友人関係を把握しておく

教育相談、各種調査、給食を共に食べる 等

子どもとふれあう時間をもつ

休憩時間、清掃時間、学級活動 等

子どもの様子をしっかりと観察し、変化を見逃さない目をもつ



学校外のいじめ問題の相談窓口

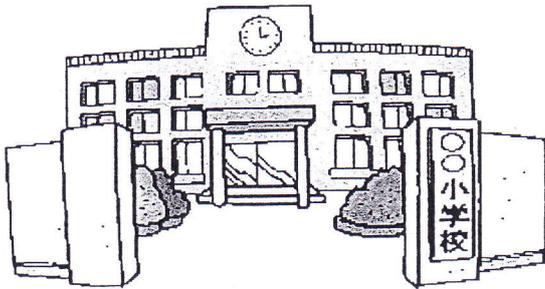
24時間いじめ子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)
(文部科学省)

こどもの人権110番 (法務省)	0120-007-110
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
流山市 子ども家庭課 家庭児童相談室	04-7157-4144
流山市教育委員会指導課 いじめ防止相談対策室	04-7150-1683
流山市教育委員会指導課 教育研究企画室電話相談室	04-7150-8390
流山子ども専用いじめホットライン	04-7150-8055



◎学校内の窓口 担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、管理職(校長及び教頭)

※本いじめ防止基本方針は、学校のホームページに公表する。
また、年度毎に本方針を見直し、必要に応じて改定をする。



1. 目標

- (1) 安全な生活に関する基本的な知識を身につけさせるとともに、よりよい習慣と態度を養う。
- (2) 校舎内外の安全点検をし、危険箇所や修繕すべき箇所を改善し、安全な学校生活を送れるようにする。

2. 年間活動計画

◎ 日常活動

- ・ 地震が起きた後の校舎内点検
- ・ 固定施設の点検・遊具の点検→処置
- ・ 教室の点検、通路の点検→処置
- ・ 校庭の危険物除去
- ・ 学習時の安全
- ・ 給食時の安全
- ・ 交通安全
- ・ 防火安全

◎ 月別活動計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ 登校指導 ・ 避難訓練（内容を一部変更） ※4月は行いません。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ 集団下校指導、通学路の安全点検
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ プールの整備
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登校指導 ・ 防災訓練(内容検討) ・ 安全点検
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ AED講習会（5，6年）未定
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ 防災訓練(内容検討)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ 登校指導 ・ 防災訓練(内容検討)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検 ・ 集団下校指導、通学路の安全点検

※毎月の安全点検は10日に行います。但し、当該日が休日等に当たる場合は、その前日に行います。

※1年防犯教室と、1・2年交通安全教室の実施日については未定です。

※6月の学習参観後に行っていた引き渡し訓練は行いません。

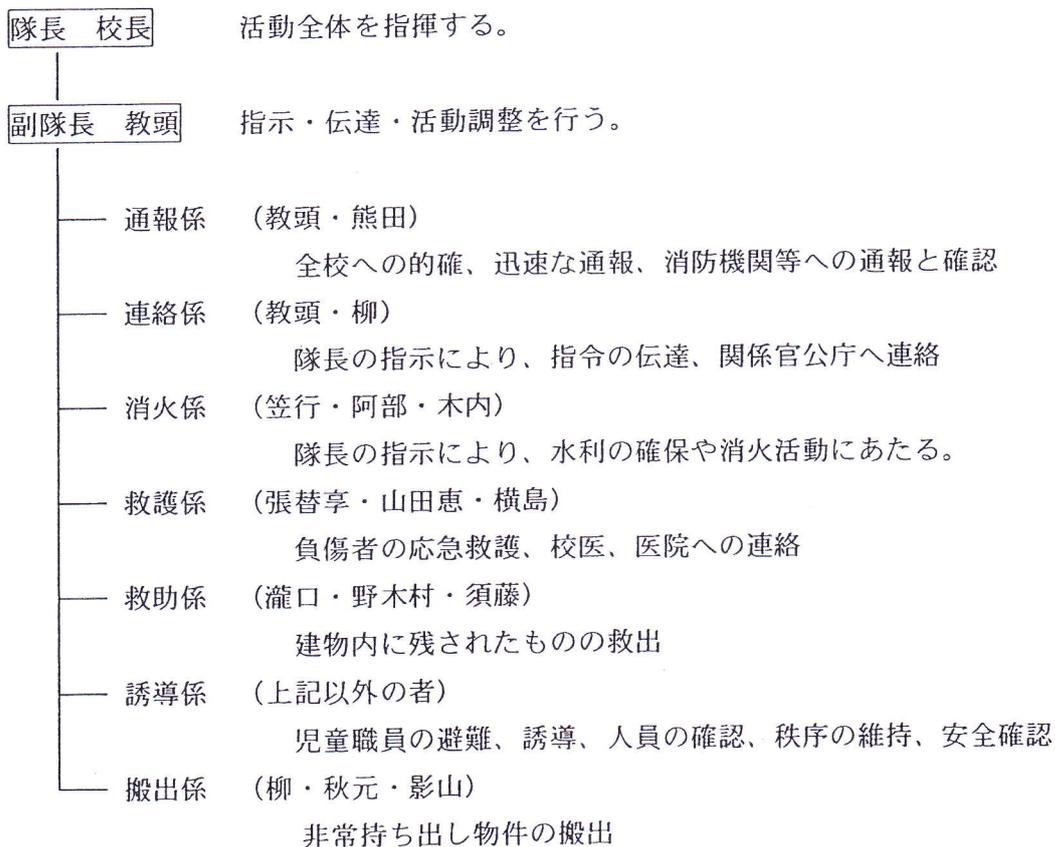
1. 目的

- ・ 児童および職員の安全を確保し、学校施設の維持、管理を徹底する。
- ・ 非常時に備え、防災意識を高めると共に、防災に関する知識・技能を身につける。

2. 方針

- ・ 常に安全の確保に留意し、未然に災害を防止することに努める。
- ・ 防災に対する理解を深め、組織的・計画的に日常防災活動を進める。
- ・ 非常時に備え、防災・避難訓練を行い、対処行動力の向上を図る。

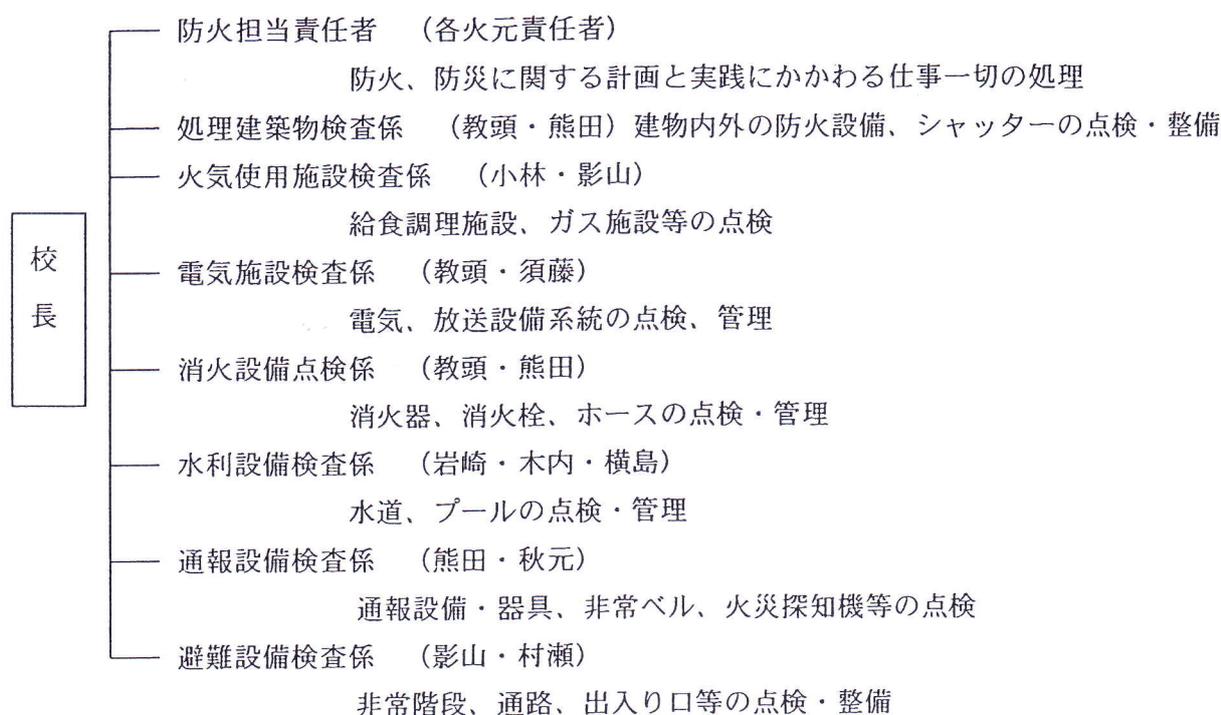
3. 防災組織および各系の活動内容 (順不同)



◎ 留意点

- ・ 児童および校内の人員の生命の安全確保を最優先とする。
- ・ 災害の発生と同時に、速やかに児童の避難、誘導にあたる。
- ・ 本部および避難場所を校庭内の安全な場所に設置し、児童の掌握、行動の支持に万全を期す。

4. 災害管理組織および管理内容



◎ 留意点

- ・ 学級における防災管理および児童の安全確保は、学級担任があたる。
- ・ 施設、備品、諸表簿、文書等については、分掌担当者とする。
- ・ 火気使用は、特に許可された場合以外認めない。
- ・ 点検は、基本的に毎月10日とする。但し、当該日が休日等に当たる場合は、その前日とする。
- ・ 日常の点検を重視し、関連事項についての管理と保守に努める。
- ・ 各自の点検箇所やそれ以外の箇所について異常を認めたり改善変更などの必要を認めたりした時は、直ちに防火管理者である教頭を通じて、校長に報告する。

5. 非常災害発生時の対処行動

(1) 平常時における災害発生

- ・ 児童および在校人員の避難、誘導を優先する。
 - 学習時 学級担任または、学習担当者が指示、誘導に当たる。
 - 給食時 同上
 - 休憩時 教室内：在室の教師が指示、誘導に当たる。
運動場：放送あるいは近くの教師が児童を掌握し、指示、誘導に当たる。
 - 作業中 作業区域内の教師が児童を掌握し、指示、誘導に当たる。
- ・ 本部を設置する。(本部内には救護所を設け、避難場所を指示する。)
- ・ 指令系統を明確にする。(本部→通報係→連絡係→学年主任→学級担任→各係)

(2) 避難指導上の留意事項

- ・ 警報、連絡により学習その他の活動を中止し、迅速に所定の経路を経て避難する。
- ・ 火災時は、カーテンを開け、窓を閉める。(鍵はかけない)
- ・ 地震時は、児童を机の下に入れ、出口を確保する。
- ・ 避難後、人員や事故の有無、負傷者等を確認し、隊長に報告する。
- ・ 非常時は、隊長の判断、指示に従うが、緊急を要するときは、臨機応変に対処する。

(3) その他

- ・ 休日や夜間における非常時は、次のとおりである。
発見者→校長→教頭→職員→各家庭に連絡

6. 避難訓練

(1) ねらい

- ・ 防災への意識を高め、非常時に身の安全を考え機敏に対処できるようにする。
- ・ 各係りの仕事を確認しあい、連携を図りながら組織的に対処できるようにする。

(2) 日時

- ・ 学期に1回を原則とする。(その他は、必要に応じて実施する。)
- ・ 月日、その他詳細については、その都度決める。

(3) 目標

- ・ 『おさない』『はしらない』『しゃべらない』を徹底させ、安全で沈着冷静な行動が取れるようにする。

(4) 想定

- ・ 第一次、第二次災害については、実施時により異なるので、その都度決める。

(5) 報知の方法

- ・ 非常ベルや、効果（地震音、発煙筒）による合図をし、放送で状況を通報する。

(6) 避難の方法および基本行動

	地震時	火災時
教室	<ul style="list-style-type: none">・ 防災頭巾を被り、机の下へ。・ 窓を開け、カーテンを閉める (状況に応じて)・ ドアを開ける。	<ul style="list-style-type: none">・ 戸締りをし、窓を閉め鍵はかけない。 カーテンを開ける。(状況に応じて)・ ドアを閉める。
	<ul style="list-style-type: none">・ 避難通路を確保する。・ 特別教室（特に理科室、家庭科室）は、薬品・火気に気をつける。	
廊下	<ul style="list-style-type: none">・ しゃがんで、その場で指示を待つ。 (落下物への注意)	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。
階段	<ul style="list-style-type: none">・ しゃがんで、その場で指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。
体育館	<ul style="list-style-type: none">・ 落下物に気をつけ、中央部に集まってしゃがみ、指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。
運動場	<ul style="list-style-type: none">・ 校舎や、塀から離れ、中央部に集まってしゃがみ、指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。
トイレ	<ul style="list-style-type: none">・ しゃがんで、指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。
昇降口	<ul style="list-style-type: none">・ 廊下へ避難し、しゃがむ。	<ul style="list-style-type: none">・ その場で指示を待つ。

○ 留意点

- ・ 放送及び教師の指示を受けるまでの勝手な行動をとらない。
- ・ 避難命令の後、放送等の指示に従い避難する。
- ・ 火災併発の時は、身を低くしてハンカチ等を口にあてる。
- ・ 校庭に出たら、集合場所にすばやく移動し、指示を待つ。

報告は、「〇年〇組、在籍□名、欠席△名、×名います。」とする。

行方が分からない児童がいる場合は、「()がいません。」と言い加える。

4 大地震が勤務時間内に発生

ケース1	登下校時に発生した場合
------	-------------

- ・児童が登下校している。
- ・教職員も出勤中である。
- ・避難住民も学校に来る。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる。 「緊急放送ただ今地震が発生しました。 校庭で活動中の児童は校庭の安全な場所に避難しなさい。 校舎内で活動中の児童は机の下などに一次避難をしなさい。」 ・その場にいる職員で、校舎内にいる児童の所在を確認する。 ・その場にいる職員で部活動中の児童を把握する。 ・その場にいる職員で二次避難として、校庭の安全な場所へ避難誘導する。 ・初期消火への対応 ・職員を分け、避難住民への対応をはかる。 「新川小学校大地震対策本部」(本部長校長)を設置する。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・職員の携帯電話、キュート連絡網、まちコミメールを使い、登校していない児童の安全を確認する。 連絡が取れない児童については、可能な限り職員が児童の家庭に出向いて、確認する。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校後の児童は校内放送の指示に従う。 ・登下校中の児童は、原則的に自宅に戻るが、学校付近まできている場合は登校する。下校についても同様とする。 ・在宅児童は登校しない。ただし、避難地域の場合は地域指定に従う。

ケース 2	授業中に発生した場合
-------	------------

- ・児童が授業中で動揺しパニックが予想される。
- ・保護者からの電話が殺到する。
- ・避難住民も学校に来る。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急放送を入れる。 「緊急放送ただ今地震が発生しました。校舎内の児童は直ちに机の下に落ち着いて避難しなさい。大きな揺れがおさまりました。先生の指示に従って校庭に避難しなさい。「お・は・し を実行しなさい。」 ・ 以下 防災計画による。 ・ 「新川小学校大地震対策本部」(本部長校長)を設置し、避難住民への対応を図る。 ・ 電話への対応(通報係)保護者からの電話への対応 ・ 学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・ キュート連絡網、まちコミメールで、緊急時の対応について知らせる。 ・ 引き渡し名簿に登載された引き取り人に順次引き渡す。 ・ 流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童は校内放送の指示に従う。 ・ 一次避難をする。 ・ 一次避難場所として校庭に集合する。 けがなどの把握をする 「お」押さない 「は」はしらない 「し」しゃべらない ・ 下校できると判断した時は、下校させるが、保護者が自宅に不在の場合は状況に応じて、学校に留まる。 ・ 震度5弱以上の地震の時には、引き渡しを行う。

ケース3

部活動時に発生した場合

- ・児童がそれぞれの場所で活動している。
- ・教職員も活動場所等に散在している。
- ・休憩時間もこれに準ずる。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を入れる。 「緊急放送、ただ今地震が発生しました。校庭にいる児童は校庭の安全な場所に、校舎内にいる児童は机の下などに一次避難をなささい。」 ・部活動、諸活動中の職員は自分の部のみならず、付近の児童を避難誘導する。 ・職員室にいる職員は、通報班など必要な人数を残し、校舎内に分散し、児童の把握および救護、初期消火にあたる。 ・そこにいる職員で二次避難として校庭の安全な場所へ避難誘導する。 ・職員を分け、避難住民への対応を図る。 「新川小学校大地震対策本部」(本部長校長)を設置する。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・可能な状況であれば、職員の携帯電話、キューート連絡網、まちコミメールを使い、すでに下校している児童の安全(帰宅)を確認する。 ・引き渡し名簿に登載された引き取り人に順次引き渡す。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内放送の指示に従う。 ・担当職員や付近にいる先生の指示に従い二次避難場所としての校庭に集合する。 ・児童の安全を確認後、指示に従い下校するが、状況に応じて校内に留まる。 ・震度5弱以上の地震の時には、引き渡しを行う。

ケース 4	校外学習時に発生した場合
-------	--------------

- ・担当職員のみで引率している。
- ・学校との連絡が不通になることが予想される。
- ・保護者から問い合わせが殺到する。
- ・慣れない場所での避難を余儀なくされる。

教 職 員 の 行 動	児 童 の 行 動
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を第一に考え判断し、対処する。 ・まず、状況に応じて最も安全な場所（付近の避難場所）へ避難誘導する。 ・避難した児童の人数、健康状態等の確認をする。 ・連絡が可能な範囲で、学校との連絡をし、避難場所と児童の状況について報告をする。 ・交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って行動させる。 ・地域あるいは地元の災害対策本部と連絡をとるなどできる限り公的機関との連携を可能とさせる。 ・救援については、校長と市教育委員会の判断および指示に従って行う。 ・電話への対応 ・学校のHPに、緊急時の対応について載せる。 ・流山市教育委員会への連絡と指示を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて行動し先生などの指示に従う。 ・安全な場所への避難後は、児童数やけが人の状況を報告する。 ・不慣れた場所ゆえ、自分勝手な行動は絶対行わない。 ・現地での班行動の場合は、班員がまとめて近くの安全な場所に避難する。 ・電話などで担任に連絡をし、居場所と状況を報告し、指示を受ける。 ・場所を移動しないようにする。 ・班員は必ず全員で一緒に行動する。 ・けが人が出た場合、近所の人への応援を依頼する。また、その場合は直ちに担任へ通報する。

5 大地震が勤務時間外に発生

このマニュアルは、勤務時間外に地震が発生し、なおかつ本校が避難場所となり、避難住民が避難してきた場合の職員の体制および任務について定めたものである。

(1) 動員体制

突発的に地震が発生した場合、原則として職員は事前に定められた分担により、全教職員が直ちに配置につき対策活動に当たる。

しかし、教職員も被災者となる場合や通勤道路や交通の遮断により速やかに出勤できないケースも十分に考えられる。その場合には、事前に決めた最寄りの学校へ出勤し支援業務に就くこととする。なお可能な限り学校に連絡を取る。

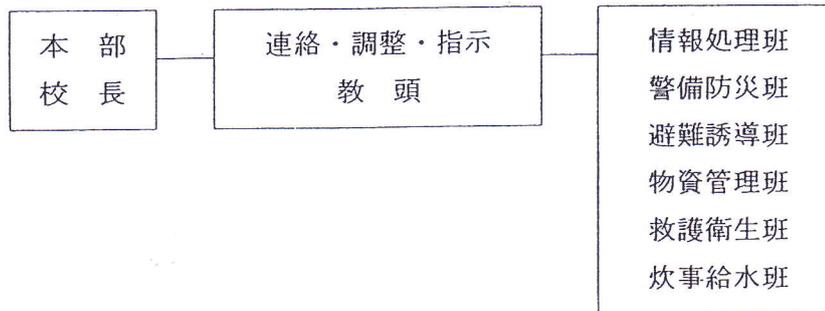
一次対応職員	(徒歩あるいは自転車で出勤できる職員) 通勤経路 4 km程度 須藤、阿部、栃木、小林
二次対応職員 (可能な限り、約1時間以内で 出勤できる職員)	(何らかの手段で出勤する職員) 熊田、横島、瀧口、笠行、張替享、廣田、木内、金子、張替小、 岩崎、村瀬、山田、笠見、柳
三次対応職員 (出勤に1時間以上かかる 職員)	(可能な限り出勤の努力を要する職員) 青井(校長)、高畑(教頭)、野木村、村越、町田、谷山

※上記に、サポート教員、介添員、用務員、市事務、調理師は含まない。

(2) 一次対応職員の任務

- 1 学校被災場所、被災程度の確認(ライフラインの確保)
 - ・被災場所と被災状況の確認
 - ・被災住民が勝手に入らないように、本校舎の施錠の確認
 - ・トイレの封鎖、使用の指示
 - ・ライフラインである通信・電気・水の確保
 - ・避難所としての体育館の安全について確認(体育館の水道の使用禁止)
- 2 消火活動
 - ・初期消火に努める
- 3 避難住民の誘導(車の乗り入れの禁止、ライフラインの確保)
 - ・車の乗り入れをさせない
 - ・避難住民を体育館に誘導
- 4 情報連絡(市・校長との連絡・指示)
 - ・被災状況・避難住民の状況・ライフラインの状況を市・校長に報告
 - ・市の対策本部及び校長からの指示を受ける。
 - ・市との連絡は防災無線を用いる。

(3) 避難所としての運営組織



情報処理班（教頭、教務）

- ・インターネットによる情報の確保
- ・市対策本部との連絡及び指示
- ・本校職員及び児童の状況把握とデータ作成
- ・避難住民名簿の作成

警備防災班（笠行、阿部、木内、村瀬）

- ・避難所の警備にあたり、また避難住民との連絡にあたる
- ・避難住民からの報告を聞き、本部からの指示を伝える
- ・二次災害（余震による被災など）に際し、防災などにあたる

避難誘導班（瀧口、野木村、須藤、町田）

- ・避難住民を誘導する
- ・車の乗り入れの禁止など避難所としての機能確保
- ・避難所の割り振り、学校施設の利用に関する管理

物資管理班（張替小、村越、岩崎、柳）

- ・対策本部からの援助物資の管理
- ・援助物資の配布
- ・援助物資等の要求

救護衛生班（張替享、廣田、山田、横島）

- ・けが人など救急活動にあたる
- ・けが人などの状況把握
- ・必要に応じて心のケアにあたる
- ・医療救急物資の管理、運用にあたる
- ・衛生、防疫面での管理
- ・トイレの確保

炊事給水班（小林久、笠見、栃木、谷山）

- ・避難住民及び学校職員の食糧管理・運用

大規模地震発生時の対応について

流山市立新川小学校

《児童が学校にいる時に東日本大震災の規模の地震発生の場合》原則として震度5弱以上

- ①全ての活動を中止し、安全を確保して校庭に避難する。
(地震発生時の校庭の状況を見て、教室にとどまる場合や、体育館に避難するなどもあります。)
- ②避難後、直ちに保護者への引き渡しを開始します。
 - ・保護者の方は、災害情報などから震度5弱以上を確認し次第、学校へ引き取りに来てください。
 - ・メールなどの通信手段が遮断される場合があります。学校からの連絡が無くとも来校してください。
 - ・引き渡し名簿に沿って引き渡しをします。(引き渡し名簿者に変更があった場合は、その都度担任に連絡してください。名簿に載っていない方への引き渡しはできませんのでご了承ください。)
 - ・児童は、引き取り者が引き取りに来るまで学校で待機します。引き取りが夜間になりましても、学校には児童一人ひとりに非常食と飲料水の用意がありますのでご安心ください。
 - ・給食調理等も中止しますので、午前中であっても引き渡しを実施します。
- ③学校からの連絡は、以下の方法で行います。
 - ・第1連絡網(マチコミメール)・第2連絡網(キュート連絡網)。登録をお願いします。
 - ・ホームページ(<http://www.nagareyama.ed.jp/sinsyou/>)。お気に入りへの登録をお願いします。
 - ・災害伝言ダイヤル(171)
「171」をダイヤルします。⇒ガイダンスに沿って「2」【伝言再生】⇒学校の電話番号04-7152-3004 をダイヤルします。詳しくはNTT 東日本「災害用伝言ダイヤル」<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html> を参照してください。

《児童が登下校中に震度5弱以上の地震発生の場合》

登下校中の児童は状況に応じて、学校へ向かうか、自宅へ向かうか判断することになります。学校にそのまま登校したり、学校に戻ったりした児童については、学校で待機し引き渡しを行います。但し、地震の大きさは登下校中の児童には分かりませんし、安全確認も難しいと思われます。ご家庭におきましては、普段からご自宅、通学路での身の守り方(倒れてこない、落ちてこないところで頭を守り身をかがめる)、どこへ避難する等話し合っておくようにしてください。

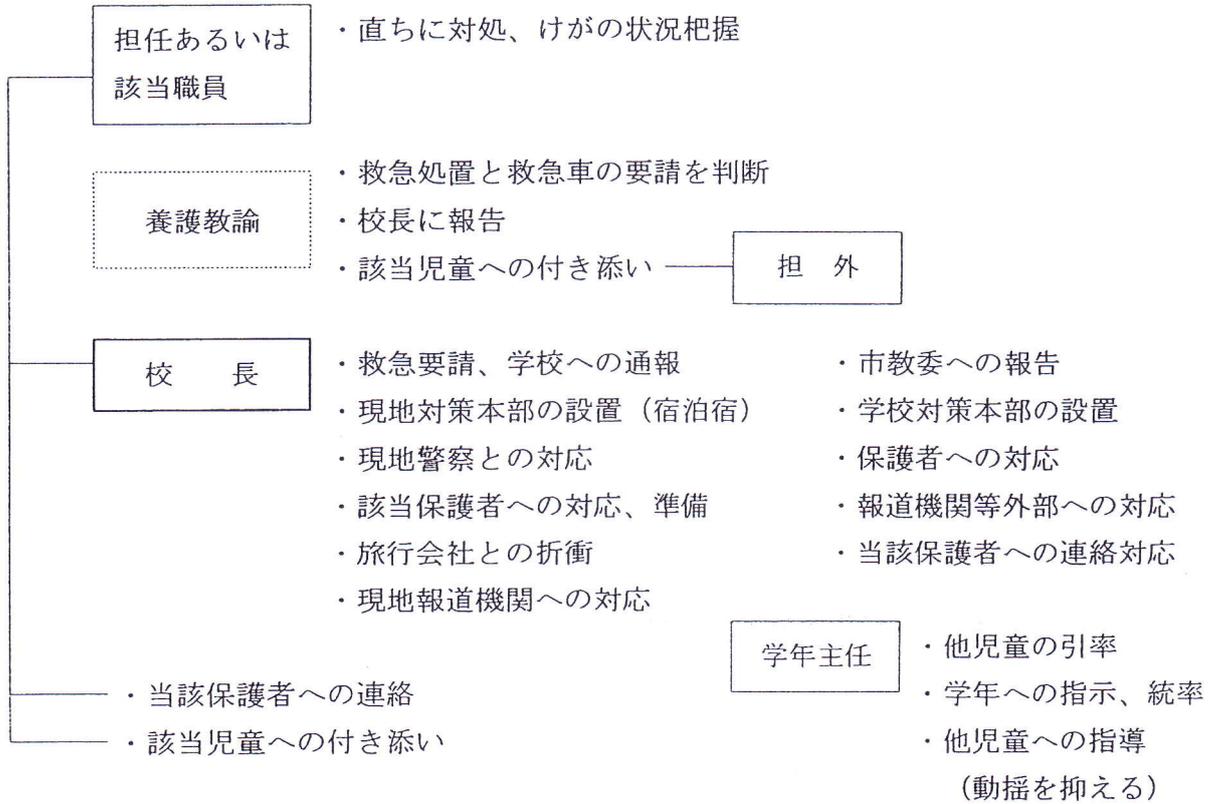
《その他》

- ・児童の引き渡しを実施する場合は、地震以外にも大規模自然災害発生時、不審者等による緊急避難等、児童の安全確保が難しい場合です。状況によっては教師引率のもと、集団下校する場合があります。その際もメールやホームページでお知らせします。
- ・この大規模地震発生時の対応については、ホームページにも掲載してあります。
(<http://www.nagareyama.ed.jp/sinsyou/>)

6 校外学習時における事故等への対応

このマニュアルは、修学旅行など学校を離れての校外学習等におけるさまざまな事故に対するものである。

ケース1	全員で行動中、事故等に遭遇し大けがをした場合
------	------------------------



ケース2	班行動中、事故等に遭遇し大けがをした場合
------	----------------------

あくまでも事故が防げるように、事前指導を十分に行うことが重要である。

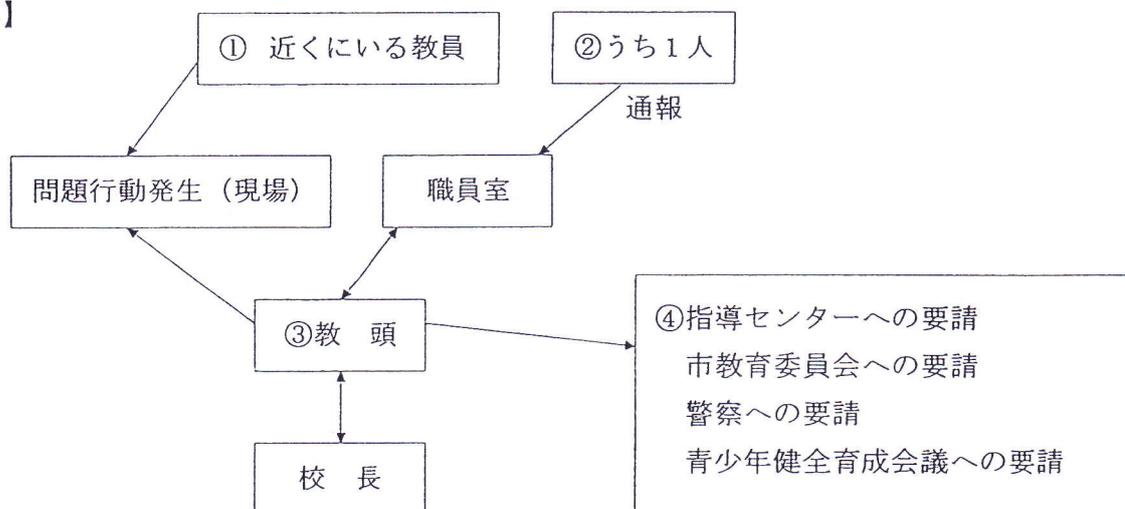
- ・班員がすぐに担任に連絡
- ・付近の人に助けを願い、警察や救急要請を行う。
- ・担当職員が駆けつけるまで動かない、ただし、救急車要請の場合、必ず二人は残る。
- ・あとは上記マニュアルに従う。

7 生徒指導上における緊急時への対応

このマニュアルは、生徒指導上の問題行動が発生した場合における対応であり、予想される生徒指導上の問題は次のものである。

器物破損 対児童、対教師暴力 非行 急病 大けが

【対応】



- ① 生徒指導上の問題行動が発生した場合、「近くにいる職員」がまず対応
問題行動が発生する可能性がある場合は、職員がペアを組んで、計画的に校内巡視。休み時間は、前時と次時の授業者がそれぞれ担当教室に残り、隙間を作らないようにする。
- ② 近くにいる職員のうち一人が直ちに職員室に通報。在室職員は直ちに現場に駆けつける。
なお、非常ベルへの対応のため、3名は残る。

- 1) 非常報知器への対応
 - 2) 警備会社、消防署など外部への対応

- ③ 教頭は現場に向かう。
教頭は校長へ事態を通報、対応処置の指示を受ける。
- ④ 警察あるいは指導センター、市教育委員会、青少年育成推進委員会への要請依頼は、校長判断にて教頭が行う。

※ 問題行動が予想される場合には、職員の携帯電話の携行をお願いします。

8 体罰が起きた場合への対応

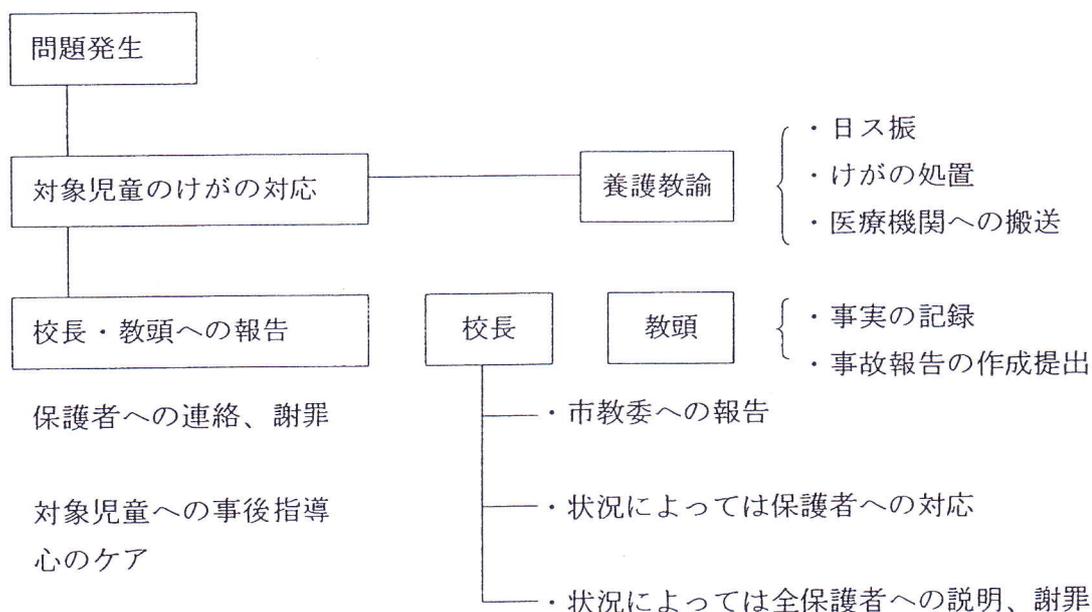
はじめに、体罰はどのような理由、状況があっても絶対あってはならないものである。法に触れるからではなく、体罰は子どもにとって、悪意こそ残れ、誠意は通じないものである。そして体罰で子どもは変容しないことを肝に銘じたい。心の教育の推進、そして、人権の尊重である。

<学校教育法第11条>

校長及び職員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできない。

しかし、不幸にして発生してしまった場合

<当事者の行動>



ポイント

- (1) 事実の確認と報告・記録（隠さない）
- (2) 児童及び保護者への誠実、かつ迅速な対応
- (3) 関係機関との連携

9 事故発生時のマスコミへの対応

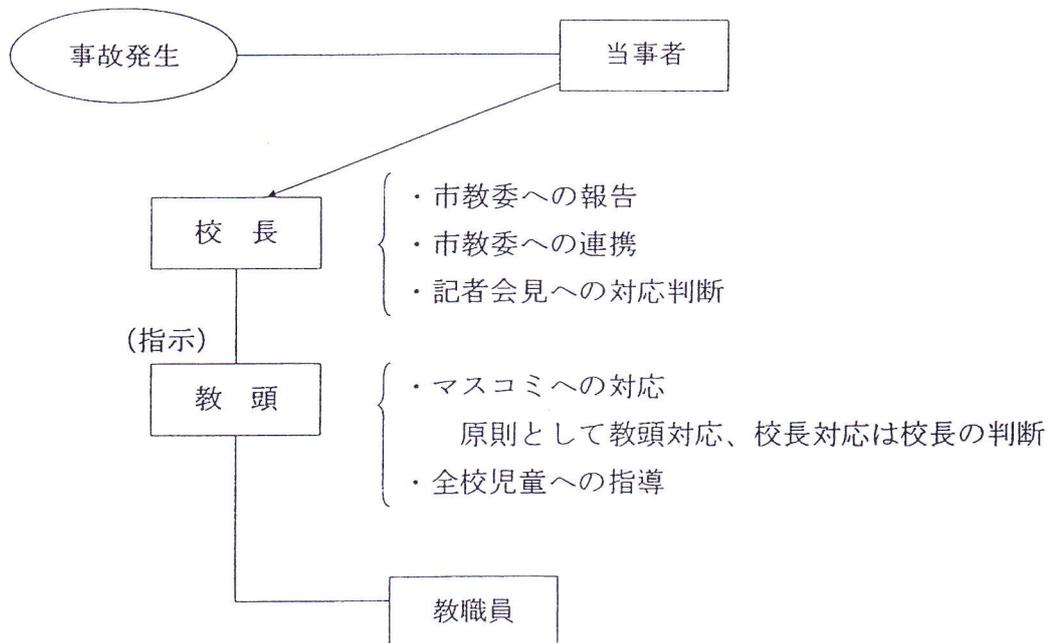
このマニュアルは、事故等が発生し、マスコミ関係が学校に関与してきた場合における対応である。

1 マスコミにおける予想される問題

- ・マスコミは、児童を取材対象とする。
- ・教職員も取材の対象となる。
- ・マスコミの取材は、事故現場は、もちろんのこと、児童の登下校をねらう。
- ・簡単な質問と思って答えたものが、中傷あるいは誇大に記事にされる場合がある。
- ・「これは記事にしない。」と言っているにもかかわらず、簡単に記事にすることがある。

2 具体的な対応

- ・窓口の一本化(教頭)
- ・児童への適切な指導
- ・事実の把握



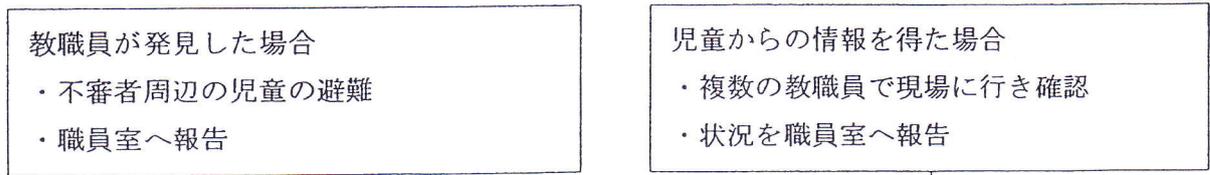
マスコミへの対応(教頭)

大変ご心配をおかけし、ご迷惑をおかけします。現在状況を確認中です。分かり次第お知らせ致します。

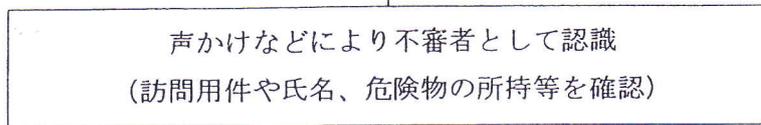
※保護者説明会を検討する。

10 不審者が学校内に侵入した場合の対応

① 不審者のキャッチ

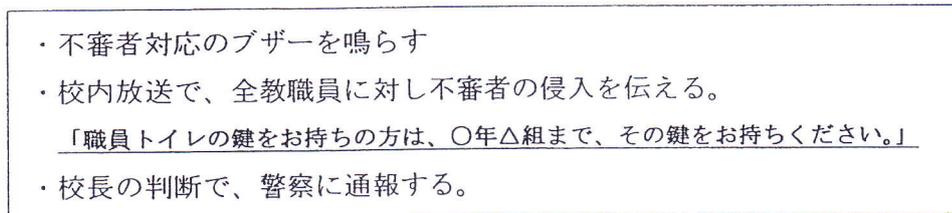


② 不審者の認識

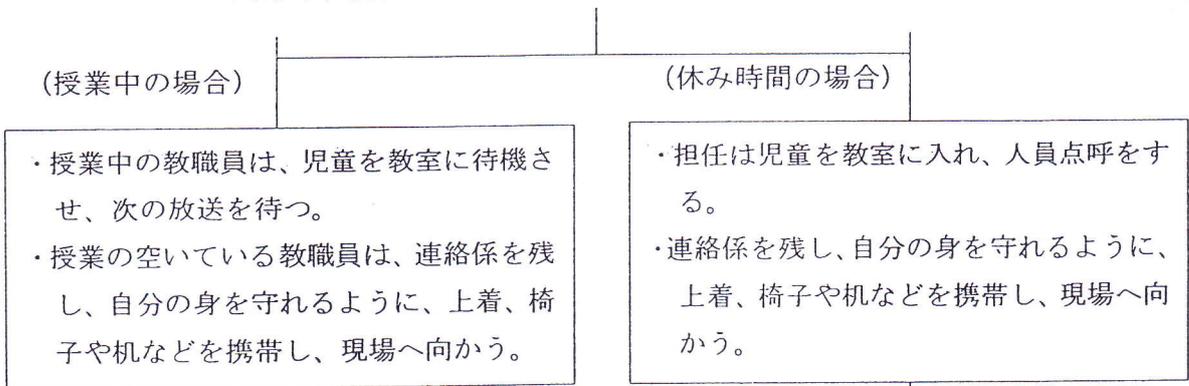


③ 不審者への対応

(校内放送による緊急事態発生のお知らせ)

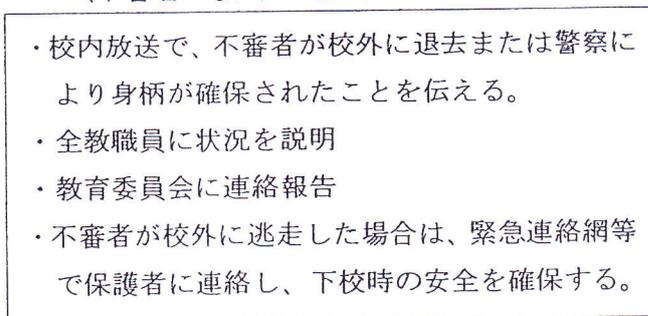


* 対応中、関係のない児童は、なるべく体育館に避難させる。(可能であれば)

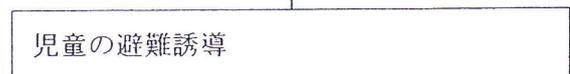
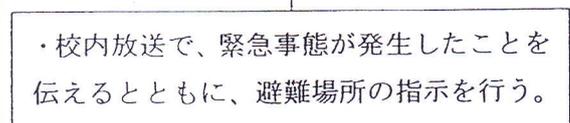


④ 不審者への反応

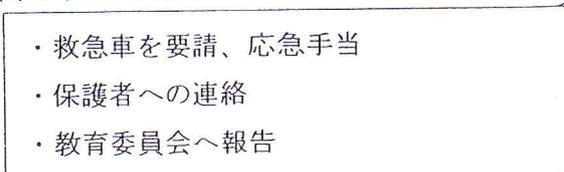
(不審者が校外へ退去)



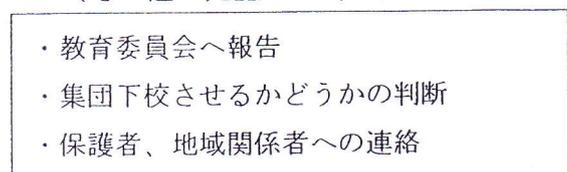
(不審者による緊急事態発生)



(けが人への対応)



(その他の児童への対応)



不審者が学校内に侵入した場合の対応の補足説明

1. 不審者のキャッチ

* 「いつ」「どこで」「どのような人が」「どのような状況か」を確認する。

2. 不審者の認識

* 声かけにより不審者の認識をする。(この際、人権に配慮する必要がある)

- ・ 児童からの情報の場合は、教頭等が複数で現場に駆けつけ、不審者との距離を保ち、動きに十分注意して、
「どちらさまですか」「何かご用ですか」等、丁寧に訪問用件等を聞く。
- ・ 教頭が出張等で不在の場合は、代替りの者(教務主任等)が対処できるよう、あらかじめ役割分担を決めておく。その際、状況を職員室に連絡できるよう、無線機、携帯電話等を携帯する。

3. 不審者への対応

* 不審者への直接対応

- ・ 複数の教職員で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。また、刺激せず、落ち着いて話しかける。
- ・ 直ちに校外に退去するように促す。応じないときは、警察が来るまでの時間を確保する。
(警察の到着時間を把握しておくとうい。))
- ・ 危険物を所持している場合は、即110番通報すると共に、校内放送の担当に、無線機や校内電話、携帯電話等により、児童の緊急避難を伝える。
- ・ 机、イス、ほうき等を使い距離をおいて対応し、時間の確保をする。
- ・ 襲いかかって来た場合は、ブレザー等をつかって対応する。

* 不審者の侵入を知らせる放送

- ・ 教室に不審者が侵入した時には、内線電話の受話器を外して呼び鈴を鳴らし、職員室に伝える。内線電話の受話器を外すのは児童にさせても構わない(日ごろから指導しておく。)
- ・ 緊急連絡先(110番通報の内容等)や放送内容は、わかりやすい場所に掲示しておく。
- ・ 休み時間中については、放送で児童を教室または安全な場所に誘導する。

* 児童を不審者が侵入した箇所に近づかせないようにする放送

- ・ 「職員トイレの鍵をお持ちの方は、〇年△組まで、その鍵をお持ちください。」と放送して、〇年△組(不審者が侵入した箇所)には、児童を近づかせないようにする。
- ・ 私語をせず、速やかに移動させる。
- ・ 避難場所では、人員を確認し、入り口等を教職員が巡回し安全の確保に努める。

* 授業中の場合

- ・ 人員の確認を行う。(トイレ、保健室等に行っている者がいないかどうか)
- ・ 所在が不明な者については、職員室に連絡する。
- ・ 授業中の教員は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、児童にも説明すると共に、放送での指示を待つ。

*休み時間中の場合

- ・放送で、全ての児童に教室または安全な場所に移動するよう指示した後、担任により人員確認を行う。
- ・担任は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、児童にも説明すると共に、放送で指示を待つ。

4. 不審者の反応

*けが人が出た場合

- ・応急処置を施し、救急車で搬送する場合は、付添人を必ず乗車させる。
- ・けがをした児童の保護者に、「病院名」「けがの状況」等を連絡する。

*その他の児童への対応

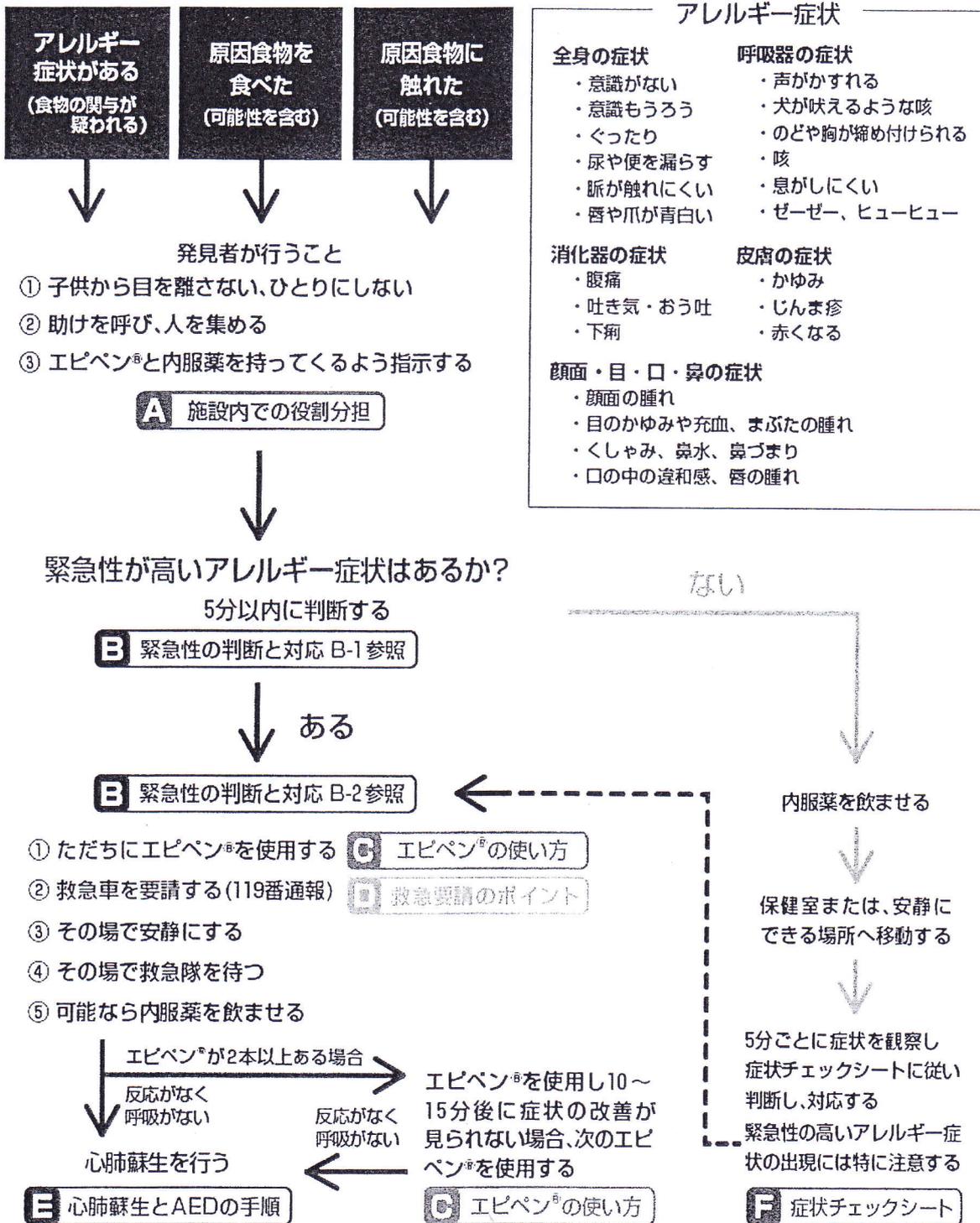
- ・教育委員会と協議の上、児童を下校させるかどうか判断する。
- ・集団下校等により一人にならないよう配慮する。
- ・教職員、保護者及び自治会等の地域の関係者による下校路の安全確保。
- ・保護者が家庭に不在の児童については、学校に留め置き安全を確保する。

5. 事件後の対応（緊急事態発生の場合）

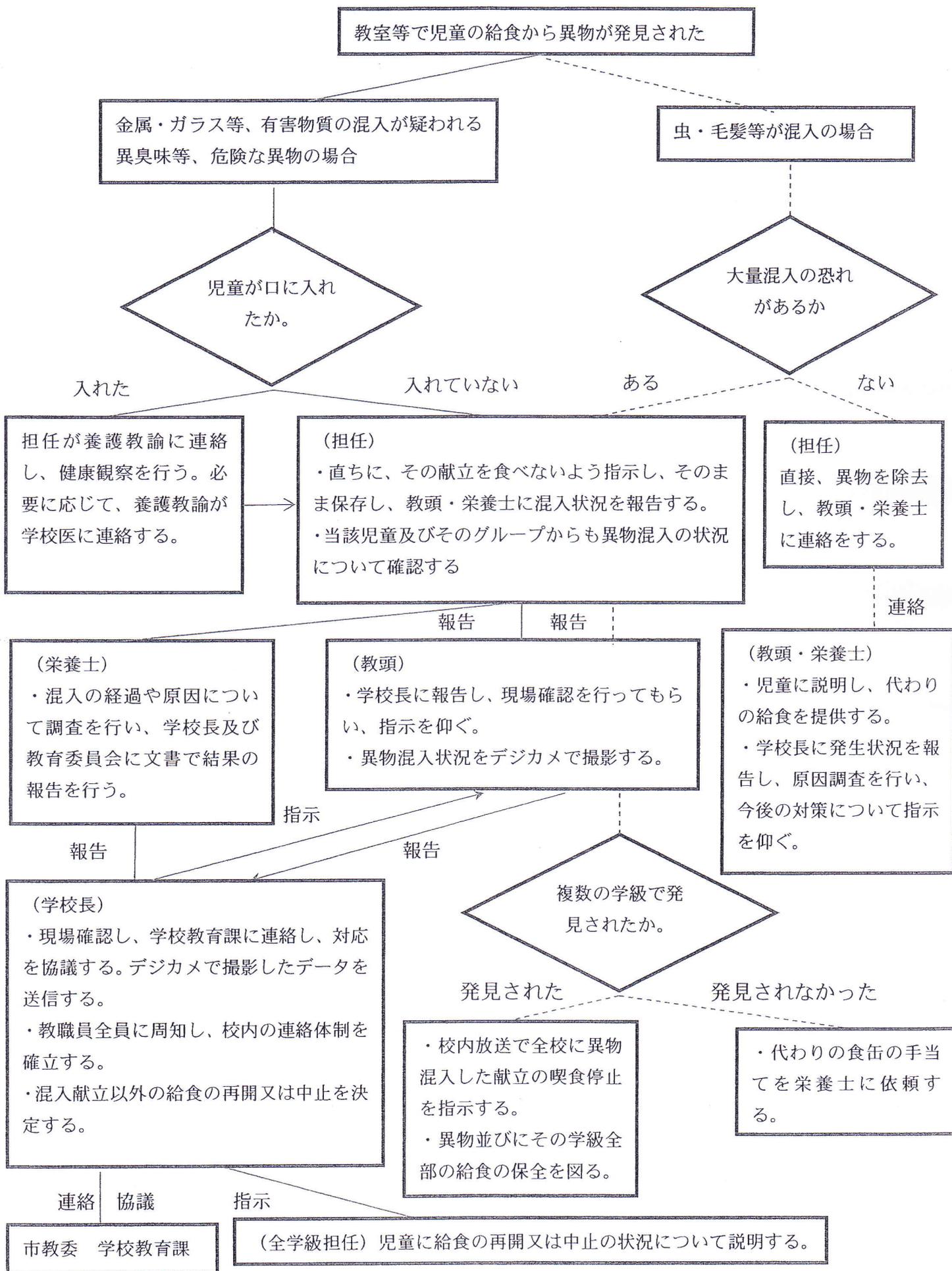
- ・速やかに、教育委員会と協議のうえ、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者等への巡回の要請、スクールカウンセラーの配置等を検討する。

1.1 食物アレルギー症状が発生した場合の対応

アレルギー症状への対応の手順



12 給食時に異物混入が発見された場合の対応



13 感染症への対応

1 未然防止

(1) 児童の健康観察

- ・教職員は、日頃から児童の健康観察につとめ、体調不良者がいる場合、養護教諭に報告する。
- ・学校内外での健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

- ・教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が高いことを自覚し予防に努める。また、有症状時には早期に受診し、その結果を必ず校長に報告する。

(3) 保健指導の充実

- ・学校医や保護者との連携により、感染予防対策、家庭での規則正しい生活、体調不良が継続する場合は受診する等、児童に対する保健指導を徹底する。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・日頃から、地域や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。
- ・患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ・全ての保護者に対し、児童が感染性の疾患にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

2 発生した場合の対応

(1) 状況把握とその対応

- ・学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、罹患児童の人権に十分配慮して今後の措置に万全を期する。
- ・他の二次感染者検索のため、健康観察や教職員間の情報交換により児童及び教職員の健康状況を把握する。
- ・罹患児童の交友関係、学校活動等の調査を行う。
- ・接触者の検診結果など過去の健康診断結果の情報を把握する。

(2) 処置、報告等

- ・教育委員会へ第一報を電話で報告する。
- ・学校医・保健所の指導を得て、翌日以降の学校運営上の措置、健康診断、出席停止等事後措置の計画を立てる。
- ・保健所、教育委員会が行う検査や調査（接触者の特定、リストの作成等）に協力する。
- ・情報の共有化を図り、職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。（外部からの問い合わせへの対応、対応の記録、児童の健康状況の把握及び教育委員会等への報告等を行う。）
- ・教育委員会や保健所、報道機関には窓口を一本化し、教頭が対応できる体制をとる。
- ・集団感染が確認されるなどの状況によっては、報道機関への情報提供をする場合があるため、保健所及び教育委員会と連携をとりながら対応する。

(3) 児童、保護者への連絡等

- ・罹患児童と接触した保護者等を対象に学校医、保健所の関係者等が同席する説明会を開催する。
- ・保健所が実施する調査や接触者健康診断に協力要請する。
- ・保護者からの相談（保健所の照会）への対応をする。
- ・必要に応じて、児童への説明を実施する。
- ・個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないようにする。